

令和2年12月11日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会議名 総務文教委員会
- 2 日時 令和2年12月11日(金) 11時12分開会
15時08分閉会
- 3 場所 第2委員会室
- 4 出席委員 濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、白石純一委員、
竹原信一委員、濱崎國治委員、牟田学委員、
濱之上大成委員、野畑直委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇
- 6 説明員
- ・企画調整課
課長 山下 友治 君 課長補佐 尾上 覚史 君
係長 川原 陽介 君
 - ・水産林務課
課長 佐潟 進 君 課長補佐 田原 勝矢 君
 - ・市民環境課
課長 牧尾 浩一 君 係長 大野 勇人 君
 - ・生涯学習課
課長 平田寿美子 君 課長補佐 新塘 浩二 君
係長 南 健 君
 - ・教育総務課
課長 山元 正彦 君 係長 東 岳也 君
 - ・学校教育課
課長 小園 俊介 君
 - ・財政課
課長 小藺 達哉 君 係長 上脇 栄子 君
- 7 会議に付した事件
- ・議案第73号 阿久根市過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度)の一部変更について
 - ・議案第76号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について
 - ・議案第77号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について
 - ・議案第78号 財産の取得について
 - ・陳情第4号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書
- [その他]
- ・所管事務調査について
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第73号 阿久根市過疎地域自立促進計画の一部変更について、議案第76号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について、議案第77号 阿久根市立図書館及び久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について、議案第78号 財産の取得について、陳情第4号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書、以上、議案4件、陳情1件であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願い申し上げます。なお、陳情書は、議案の採決後に審査をいたしますので、重ねてお願い申し上げます。それでは、早速ですが、企画調整課の出席をお願いします。

（企画調整課入室）

○議案第73号 阿久根市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について

濱田洋一委員長

それでは、議案第73号を議題とし、審査に入ります。
課長の説明を求めます。

山下企画調整課長

議案第73号 阿久根市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について御説明申し上げます。

今回の計画の変更は、事業計画への追加と一部事業の区分を追記しようとするものであります。

議案書の4ページをお開きください。第3章は、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進であり、2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の施策区分に林道施設整備事業を追加し過疎債を活用しようとするものであります。

次に、5ページからの第4章は、生活環境の整備であり、7ページの3の生活環境の整備の施策区分に葬斎場長寿命化改修事業を追加し過疎債を活用しようとするものであります。

次に、8ページからの第10章は、その他地域の自立促進に関し必要な事項であり、再生可能エネルギーに関する記載をしております。この再生可能エネルギーについては、現行計画では、第4章の生活環境の整備の中で位置付けて事業を実施してきたところではありますが、県等との協議の中で、区分を変更し、第10章のその他地域の自立促進に関し必要な事項として記載することが適当とされました。このことから、10ページになりますが、9のその他地域の自立促進に関し必要な事項の施策区分に再生可能エネルギー導入事業として改めて再度掲載し追記するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

濱田洋一委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

議案書の4ページ、新たに林道施設整備事業を追加するということですが、林道というのは4ページの表のですね、一番左に自立促進施策区分、交通通信体系の整備、林道と言うとなんかこう交通という点とあまり、木を切り出すことが目的だと思いますので、交通というのはすぐには思い浮かばなかったんですけれども。今後、進められる紫尾山系での風力発電、これは紫尾林道を中心に工事が計画されていると思うんですが、それとは何か関係はありますか。

山下企画調整課長

林道の整備につきましては、ただいま委員からお話のあったそちらの計画とは特段の関係はないところであります。

白石純一委員

紫尾林道を通りますとですね、こんなところにこんな立派な林道がというくらい、道路がというくらい立派な林道がございます。今後、さらにそれを整備するために今回、変更されるということでしょうか。

濱田洋一総務文教委員長

しばらく休憩いたします。

(休憩 11:17～11:18)

(水産林務課入室)

濱田洋一総務文教委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

白石純一委員

今回、新たに林道が加わるということで、紫尾林道を通りますとですね、こんなところにこんな立派な道路がと思うくらい整備がされているというふうに私は理解しているんですけれども、またその紫尾林道では今後、大規模風力発電の計画もされておりますが、その辺も見据えて、今、企画調整課長からはそれとは関係ないですよということでしたが、今後、林道をさらに整備していかなければならないという認識をお持ちでしょうか。

佐潟水産林務課長

委員にお答えいたします。今回、過疎計画の中に、林道維持管理事業ということで入りましたが、中身につきましては阿久根市が管理してます林道阿久根中央線をはじめとする17路線と、その路線に架かっている8本の橋梁の維持管理及び補修等を行う事業でありまして、今、委員から御質問のありました紫尾林道、これに関しましては薩摩川内市、出水市、さつま町、阿久根市でそれぞれ毎年、路線ごとの負担金を拠出しながら、毎年維持管理を行っているものであります。また、委員からありました風力発電の関係につきましては、その維持管理の協議会の中で協議されるかと思えます。もし、その場合、紫尾林道については、薩摩川内市に入ったり、ちょうど西方のてっぺんのところがちょうど起点になりますけれども、薩摩川内市に入ったり、阿久根市に入ったり、さつま町に入ったり、出水市に入ったり。いろいろ所在というか、市町ごとに分かれているものですから、もし風力発電で何らかの改修等が必要となった場合は、改めて協議することになるかと思えます。

白石純一委員

先日の事業者の説明会によりますと、あるいは縦覧書類によりますと、1日最大3百数十台のトラックが新たに走ると。おそらくそのほとんどが紫尾林道を通るのではないかと。縦覧では、阿久根東郷線を3百数十台のトラックが新たに通ることになるということでしたが、それほとんどは紫尾林道を通るのではないかと思います、そういった3百数十台、1日にトラックが走るような設計ではおそらく林道ですから、なかったと思うんですね。果たしてそこでかなり整備が必要に今後、もし計画、風力が進めば阿久根市としても整備をしなきゃいけないという状況になるとお考えですか。

佐潟水産林務課長

委員にお答えいたします。風力発電等で整備が必要ということ起因するようであれば、それは事業者側が正式には負担していかなければならないし、破損等あった場合は、原状回復、そういうことになるかというふうに思っております。

白石純一委員

それは業者のほうとで何かそういう協定を結ぶということになるのでしょうか。

佐潟水産林務課長

まだ、環境影響調査の段階ですので、それは業者が決まればそういうことになるかというふうに思います。また、先ほど言いましたように、紫尾林道につきましては、他市町も関係してございますので、そちらとも協議を進めていくことになるかと思っております。以上です。

白石純一委員

今、林道の修復が必要な場合は、風力発電の整備に関して必要な場合は事業者が修理、整備するということをもう一度、それでいいという理解でよろしいですね。

佐潟水産林務課長

そのつもりでいます。

濱田洋一総務文教委員長

ほかにありませんか。

牟田学委員

今度の変更は去年でしたっけ。国から500万、林道のあれで補助が来るじゃないですか、来てるじゃないですか。あれも利用して橋梁の整備とかをするという話でしたよね、国からの補助金でですね。それを踏まえて、今度変更するのじゃないのかなと私は思いましたけど。

佐潟水産林務課長

委員にお答えいたします。昨年度から交付されてます森林環境譲与税、これの基金の条例制定の際に、白木川橋の橋梁に関して、森林環境譲与税を使って整備していく旨、御説明いたしましたけれども、その後、県との協議の中で、国から森林環境譲与税は国からの交付金であります。また、この過疎債についても国からの起債、財源と。ですから財源として国の分を二重に充てるのは適当でないという指導がありまして、今回の白木川橋の設計業務、それから来年度予定してます工事については、国が30%、県が15%、市が55%の財源割合で工事をいたします。その55%の財源にこの過疎債を充てていこうとするものであります。以上です。

濱田洋一総務文教委員長

牟田委員、よろしかったですか。

牟田学委員

はい、いいです。

濱田洋一総務文教委員長

ほかに質疑はありませんか。

なければ、議案第73号について審査を一時中止します。

(水産林務課退室、市民環境課入室)

○議案第76号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について

濱田洋一総務文教委員長

次に、議案第76号を議題とし、審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

[発言する者あり]

牧尾市民環境課長

議案第76号、阿久根市火葬場の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

施設の名称は阿久根市葬斎場 佛石の里であります。

今回提案する株式会社日本斎苑の概要については、議案書16ページを御参照ください。

団体の名称は、株式会社日本斎苑で、代表者は渡部彰氏、所在地は、広島県三次市十日市東2丁目3番8号であります。設立年月日は、平成27年5月1日、資本金は1,000万円で、役員数は3名となっております。主な事業内容については、議案書記載のとおりであります。

今回、次期指定管理者の募集につきましては、指定の期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間として、指定管理者募集要項及び仕様書を定め、募集期間を令和2年8月17日から令和2年9月25日までの約1か月間とし、広報阿久根、防災行政無線での放送及び市のホームページで周知いたしました。

その結果、2団体から応募があったことから、候補者の選定に当たっては、阿久根市公の施設の指定管理者候補者選定委員会において、応募者から提出された申請書により事業計画等を審査するとともに、双方に出席を求め、それぞれにプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、選定委員会で審査、順位を決め、募集要項に従い、同委員会で候補者を選定したものであります。

株式会社日本斎苑は、中国地方を中心に、斎場の管理運営の専門企業として指定管理者及び業務委託先として22か所の施設を運営しており、年間約1万2,000件にも及ぶ火葬を執り行う、豊富な経験と実績を有した企業であります。また、現在管理運営を行う他施設においても阿久根市葬斎場 佛石の里と同一メーカーの火葬炉29炉を取り扱っていることから、日常・月次・年次点検など総合的な点検能力、トラブル発生時の現場対応能力と再発防止能力を有している点からも、現指定管理者との引継ぎも切れ目なくスムーズになされるものと思えます。何より、当該施設の特特殊性に鑑み、社員教育体制の充実などにより、利用者の心情に寄り添える質の高いサービスの提供を行っていただけるものと、高い期待を寄せているところであり、阿久根市火葬場の指定管理者として提案するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

濱田洋一総務文教委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

審議をする上で、両者、応募両者の申請書類並びに選定委員会の会議録があったほうがいいと思うんですが、その点、委員会から御請求いただけないでしょうか。

濱田洋一総務文教委員長

ほかの委員の方々から、このことにつきまして。

[「ぜひお願いします」と呼ぶのもあり]

資料請求ということで、今、白石委員のほうからありましたけれども、この中身につきましては、申請書類及び評価項目並びに評価点、それから会議録ということでよろしいでしょうか。その3点ということでよろしいですか。

白石純一委員

実は、一般質問で私はその一部を頂戴してるんですけども、5年前にもこの委員会で同じように審査をした経緯があります。その時にかなり詳細な資料、点数の内訳等もいただきましたので、その同様のレベルでいただきたいと思います。

濱田洋一総務文教委員長

ほかの委員の皆様方もそれでよろしいですか。

濱之上大成委員

もし、今皆さんの同意で書類等を求めるとしてですよ、その間、時間がありますので、その間、質疑をしたいという思いがあるんですが、よろしいですか。

[発言する者あり]

濱田洋一総務文教委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:33～11:35)

濱田洋一総務文教委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは委員の方から御質疑をお願いいたします。

濱之上大成委員

本案のですね、12月4日本会議、一般質問等における各議員の質疑に対してですよ、市長や担当職員とのやり取り、答弁をお聞きして、本当に複雑な思いをした一人です。ただ、執行部にとってはいろいろと考えるところもあったり、気持ちは分からないでもないんですが、私としては荒唐無稽とは言い過ぎですけども、やはり非常に複雑な思いをいたしました。これまで議会からも要望、提案等もあって、庁内外による委員ですよね、今回も。指定管理者委員会の結果に対してですよ、提案する執行部の答弁をお聞きしたときに、私としては大変複雑な思いだったんです。正直なところ、議案を可決すべきなのか、あるいは否決すべきかの判断するだけの根拠となる中身、私としては非常に内心じくじたるものがあつたわけです。最低ラインですね、このことによって、一般論として、本市もコロナ禍でいろいろ危惧はあるわけです、全体にな。でも地元企業を、一般論としてですよ、地元企業を優遇すべきだと思うのはほとんどの人だと思うんです。されどこういう結果になった点について、何で地元企業とならなかった中身です。それから、日本斎苑が素晴らしいと思う点を、各委員がどんな意見を言ったのか。それから、しかも設立は、平成27年の5月1日とあるんですよ。5

年の中で、今先ほど調べました、22か所の運用をされているということです。こういうことについての意見は、どんな意見を委員はしたのかなど。これが一番心配で、今までのやり取りを皆さんの聞いてたら、そういうのが出てこなかったので私は聞きたい。それとあなた方がどの程度、委員の公表できる範囲を話ができるのであればしていただきたい。できないのであればさっきの資料を見てからということで、これだけは言いたかったので申し上げました。だから今、私が言った質問に対して、どれだけ言えるかをお尋ねします。

山下企画調整課長

選定委員会の会議の内容等についてでございましたので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。まず、この制度につきましては、指定管理者制度は公共施設の管理運営に、民間企業のノウハウを活用して、より効果的に管理、運営を行っていくという制度でございます。事業者の選定につきましては、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、こちらを制定してその手續等に基づいて行っているところでございます。この中では、候補者選定の基準として、公の施設の運営が市民の平等な利用を確保できるものであること。また、公の施設の効用を最大限発揮するものであること。また、公の施設の適切な管理及び管理に関する経費の縮減が図られること。そして、管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模、能力を有しており、または確保できる見込みがあること。こういった条件を条例の中に規定しておりまして、この基準に照らして選定することとしております。そして、候補者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者候補者選定委員会を設置をして、委員会での審査評価を行っているところでございます。この委員会につきましては、平成27年の議会の議論の中でも、公平性、透明性を高めるべきではないかとの議論がございました。それを受けて、それまで検討委員会と称して、庁内の職員だけで検討を行っていた組織に、外部の方を加えて、より公平かつ透明性が高まる形での運営を行ってきているところであります。今回につきましては、内部員と外部員、各3人、合計6人の委員会を設置して、応募事業者にプレゼンテーションでの説明を求め、質疑等を行い、評価したところでございます。今回、応募された市内事業者につきましては、本会議の中でも申し上げましたとおり、長期にわたって指定管理者として火葬場の管理を実施してこられたところでございます。この間の事業所につきましては、市長のほうからもございましたように、評価しており、大変感謝を申し上げているところでございます。一方、今回の選定につきましては、こういった民間事業者の創意工夫によるノウハウを幅広く活用しようという指定管理者制度の趣旨を踏まえながら、公平性、透明性を確保し、適正な手續によりなされたものであると理解しております。その結果を尊重して議案の提案という形になったものでございます。

それから、これは資料請求もございますので、後ほどお手元にお届けすることはできるかと思っておりますけれども、この間、プレゼンテーションの中で出された、現在提案している日本斎苑に対して出された質疑について、主なものを御紹介申し上げたいと思います。1つが研修が充実していますが、どのような形で実施をしていますか。それから中・高生の職場体験について状況を教えていただきたい。それから今回志望した動機、それから経費の節減に関する取組、それから従業員のうち葬祭業務に係る人員、業務の比率、主にこういったことについての質疑がなされたところでございます。これについて事業者のほうからそれぞれの質問に応じて回答がなされたところでございます。以上でございます。

濱之上大成委員

やはり資料を見たいと思います。と申しますのは、ふざけて言ってるんじゃないくて、これ

までのですね、お互いに執行部も提案をする側ですから、自信持っておっしゃるのかと思ってました。しかし、私が聞いてても非常にこう優しさというのか、気持ちを考えるとですね、非常に僕も複雑だったんです。ですから、何とか今自分も質問してみて、どの程度の答弁かなと思って聞いた、聞きたかった、これで誤解のないようにしてください。資料をください。

濱田洋一委員長

ほかに質疑ございませんか。

濱崎國治委員

この指定管理の候補者の指定については、今回、本会議等でかなり市長等に質疑があつて特に注目された、私は議案ではないかなというのを考えます。行政側としては、阿久根市の指定管理者の指定に関する手続とかいうのがあつて、この条例からすればやはり公募しなければならないような状況だったのかなというのとも考え、ただ、この前の議論の中でも何で地元をできなかったのかとかですね、そういう議論もあつたようですので、私もですね、さっき委員の中からもありましたように複雑な気持ちだというふうなものもありましたけれども。2、3、ちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、これは本会議の中で確認したいと思いますが、建築士会の代表の方だったですか。それから衛生自治会の代表の方、墓地管理組合の代表の方ということで確認してよろしいでしょうか。

牧尾市民環境課

ただいま委員がおっしゃった、そのとおりでございます。

濱崎國治委員

この選定委員会の規定ではですね、第3条に、委員は教育長及び総務課長をもって充てるほか、学識経験者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する、あるいは任命するとなっているんですが、ただいまの民間委員の3名の方はですね、この火葬場の管理運営について学識経験者なのか、あるいはその他市長が必要と認めるということになるのか、その辺はいかがでしょうか。ちょっと私はこの3人は学識経験者なのかとか、火葬場の管理運営に対して精通していらっしゃるのかなと、ちょっと疑問を持ったものですから、その点についてお伺いいたします。

牧尾市民環境課

委員にお答えいたします。私どもも今回火葬場の選定に当たって民間の方を選定委員として入っていただくのは初めてでありました。そういったことから、どういった方々を選定委員として委嘱するのかというところを検討してまいったわけですが、その中で、本会議等でも申し上げたとは思いますが、繰り返しになるかも知れません。まず、建築士会の代表の方については、施設、ハード面についての知見を有している方ということでの立場で、衛生自治会の代表の方につきましても、地域の環境衛生に関する団体の代表、合わせて衛生自治会の代表の方は区長でもいらっしゃるということで、民意の代表という立場で委嘱いたしました。最後の潮見が丘墓地管理組合の代表の方は、墓地管理を通じて墓参者や遺族と関わる機会が多いだろうということで、そういった経験が火葬場の運営の在り方について有益と考えられるのではないかとこのところをお願いをして委嘱したところでございます。以上です。

濱崎國治委員

今、委嘱理由についてお伺いしましたけれども、どうもですね、火葬場の管理運営に対して、私はどうなのかなと、委員の方にも疑問を持つんです。特にまたハード面をですね、ここでは管理運営について、ハード面についてはそう重要なあれではないんじゃないかなとい

う気がします。そこで、今度の評価した委員の中で、日本斎苑が3名でということになっているんですが、これは民間委員の方3名ということですか。それともその内訳はどうなっていますか。

山下企画調整課長

今の御質問は、今回、日本斎苑を優位とされた方の外部委員と内部委員の内訳を示せということでしょうか。

6人の方全体については、これまで優位とされた方が3人、3対2対1ということで御説明してきました。6人という限られた委員の数でございますので、委員ごとに区分して、この中で優位とされた方が何人かということをはっきりとすることは、誰がどのような判定をしたかということが特定される可能性があります。このことから情報公開条例上はそのことについては控えさせていただきたいと思っております。

濱崎國治委員

それではですね、それができないということであれば。でも、後ほど会議録が出てくれば、その辺は、委員の発言については記載してないんですか。

山下企画調整課長

会議録につきましては、個別の委員名については非公開としております。委員長については公開をしております。

濱崎國治委員

今回ですね、私も非常に複雑な思いで質疑するんですが、例えばですね、この前の答弁でもこれまでの指定管理者では何ら管理運営について苦情もなく、適正に管理がしてあったんだということでのそれぞれの答弁があったところですけども、これについてはそれを確認させていただいていいですか。

牧尾市民環境課

お答えいたします。正しく、今、委員がおっしゃられたように、私どもも施設を所管する立場として、この間も良好な運営に努めていらっしゃるというふうに理解しておりますし、良好な関係のもと運営いただいたというふうに感じております。以上です。

濱崎國治委員

この中でですね、この議案が出たときに市民の一部の方ですけども、市内業者がうまくやっているのに、市外の業者にさせないかんのかという疑問を聞くんですね。その一つは、この年間の管理料というのは2,000万弱なんですね。確か2,000万弱だったですよ。それからすれば、大手にさせないかんのかということがよく聞かれる。ただ、行政としてはこういう条例がある以上公募しないといけないというのが根底にあるんじゃないかと思っております。ただ、市長の答弁を聞いたらですね、市長がこんなことを言っていらっしゃるんですね。市長自体も苦渋の選択をしたんだと言うんですね。それから市内業者が酌まれなかったというのに残念な思いであるというふうなことをおっしゃってるんですね。それは、私もそう思っているんですけども、行政としては、でもこの議案を出した以上はここにということにしていくんですけども。その辺の思いというのは、多分市長のそれより域は出ないと思うんですが、何かありますか。

牧尾市民環境課

表現がこの場で適切かどうかは分かりません。分からないながら私もあえて言わせていただければ、断腸の思いと思っております。ただ、しかしながら、やはり制度の在り方というのを考えたときに、ここはシビアに手続きを粛々と進めていく。これに尽きると思っております。

すので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

濱崎國治委員

先ほどから申し上げておられますね、行政の思いというのはよく分かるんですよ、条例がある以上は。例えば条例の第5条ですか、公募によらずに選定できるという方法としては、あまりないんですね。公募に適さないとか、応募者がいないときとかですね、議会が否決したらこれがなくなるんでしょうけれども。そういうことですね、行政からすればこれに則ってしたというのは、これは十分理解します。ただ、本会議でも議論があったとおりでですね、やっぱり地元業者を育成する、地元業者を守るという観点からですね、どうしても何かできなかったんだろうかなという、そういう思いがあるんです。そのところはもちろん答弁するのも大変でしょうけれども、公募によらないでというのはできなかったんでしょうね。

山下企画調整課長

先ほど、この制度の趣旨については話を申し上げたところです。施設の管理運営に民間事業者のノウハウを幅広く活用したい。これがこの制度の趣旨だと思っております。また、このことにつきましては、実は平成22年に総務省のほうから指定管理者制度の運用についてという通知も出されております。幾つか項目がございますけれども、この中の一つに指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義がある。複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。このような要請等も通知の中では示されております。これを受けてこの間、阿久根市においては公募を行ってきております。結果として、現在、主たる事務所を市外に置く事業者が指定管理を行っている、そういう施設もあるところでございます。以上です。

濱崎國治委員

多分、市長の言葉を借りれば、行政側としても大変苦渋の選択をしたんだろうと思います。この手続等によればそうせざるを得なかったのかなという思いがあります。ただ、市長の答弁の中でですね、例えば三沢市の場合を例にとっているいろいろな質問された方がいらして、これについては、うちの阿久根ののについても見直しを検討するとか、そういう発言があったかと思っておりますけれども、これについてはどうお考えなんですか。

山下企画調整課長

指定管理者制度の選定の基準等については、それぞれの団体で、それぞれの団体の実情に応じた基準等が設けられているものと思っております。当市におきましても地元事業者へ配慮と申しますか、する部分としてはこの項目の中に1つ、地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか、こういった項目を設けております。実際、この評点につきましては、今回は市内事業者のほうに現在提案している事業者よりも高かったというのも事実でございます。このように、この制度については5年前に議会の中で議論もいただきまして、それまで庁内だけで検討していた委員会の中に外部の方を入れる、そういう透明性も高めるよう見直しも行ってまいりました。また、当時は書面だけの審査で行っていたものを、実際に提出された資料に基づいて事業者がプレゼンテーションを行うという形での見直しも行ってきております。基準やこういった方法については、不断に見直しを行っていくことは当然必要なことであると思っておりますし、これからもいろいろな御意見をいただいて、そのように取組を進めていきたいと思っております。ただ、今回の議案については、現在、この間いろいろと見直しをしてきてつくられた制度に基づいて出された結論だというふ

うに理解をしております。

濱崎國治委員

おっしゃるとおり、議会の中では役所だけの職員じゃなくて、民間を入れた議論が必要じゃないかなということ、透明性を図ることからしても民間の方をとというのは十分理解できます。ただ、先ほど言ったように、民間の方がこの葬斎場の管理運営に対して、果たして適切だったのかなというのも残ります。それから、さっき見直しの関係で言ったんですが、見直すとなればですね、この指定管理は5年ですので、5年後、ここは効力を発するんですね、もし見直しがあってもですね。それからすればいかなもんかなというのもあります。今のところはそれだけです。

濱田洋一委員長

御意見はそれでよろしいですか。

濱崎國治委員

はい。

牟田学委員

民間から選んだ3名の方、建築士会、これは多分支部長だと思うんですけど。ただ、建築士会は阿久根と長島も入って支部をつくってるはずだと思うんです。支部長はどちらの方になるんですか。支部長を選定された方は、阿久根の方ですか。

牧尾市民環境課

はい、阿久根の方です。

牟田学委員

それと、あと墓地の方、潮見が丘ですね。先ほど課長が任意で選んだと言われたじゃないですか。先ほど濱崎委員も言われるようにですね、果たして斎場のいろんなことに関して詳しい人なのか。この外部3名、庁内3名なんですが、その6人の裁定で今ずっと出ている、市長の話も出てます。この6人の裁定でひっくり返ったわけじゃないですか、言えば。それだけ重いあれなのか。私は思うんですよ。だからこの6人の指定制度の考え方で、今まで苦情もなく18年間やられた地元業者。私としてはですね、どうも納得がいかないですね。こっちになったわけですけど、今、ずっとあったルールの上ですね。ただ、果たしてこう変えるというのは私にはちょっと無理だと思いますけどね。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

野畑直委員

先ほどの資料請求の件ですけれども、市民環境課長から全国に22か所の施設を運営してるということでしたので、果たしてどこどこなのか、私なんかじゃただ数字だけを聞いただけでは分からない、九州管内にもあるのかどうかも分かりませんし、その22か所の所在について資料をいただければと思います。

牧尾市民環境課

ただいまの資料の件に関しましてお答えいたします。先ほど資料請求があった応募書類の中に、その22か所の場所が明記されておりますので、そちらで御確認いただければと思います。

濱田洋一委員長

野畑委員、よろしかったですか。

野畑直委員

はい、いいですよ。

濱田洋一委員長

ほかに。

白石純一委員

要望です。要望というか、先ほどの執行部の説明で、会議録には委員の個別の名前はないと。委員長だけが分かるようになっているということでした。それではその委員会の中身もどういう立場の方がどういう発言をされたというのが分かりませんし、選定委員会委員長であられる副市長の御出席を求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

濱田洋一委員長

ただいま白石委員から選定委員長であられた春原副市長の同席を求めたいという御意見がありましたけれども、ほかの委員の皆様方はこのことにつきましてはいかがでしょうか。

濱崎國治委員

私は慎重意見です。この前の市長の答弁を聞いて、あるいは今の行政側ののを聞いて、委員長を呼ぶまでにはという慎重な意見です。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

今、濱崎委員がおっしゃられたことは、副市長まで同席していただくというのは必要ではないのではないかとという捉え方でよろしいですか。

濱崎國治委員

慎重な考えです。

濱田洋一委員長

慎重ですね。

ほかに。

野畑直委員

今の意見に対してですけれども、これから資料をもらって、このメンバーで協議をして、必要があれば呼ぶという形でもいいじゃないかと思えますけど。

濱田洋一委員長

ただいま野畑委員のほうから書類等を提出をいただいた後に、必要であれば委員長であられる副市長をお呼びするというような御意見もありましたが、そのようなことでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではここでお諮りいたします。

ただいま白石委員から、またほかの委員からもありましたが、請求のありました申請書類ですね。それから評価項目、評価点、そして会議録ということで、資料請求をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、請求することに決しました。

それでは、所管課におかれましては資料の提出をお願いいたします。

それでは、休憩に入ります。

(休憩 12:05～13:00)

○議案第77号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第77号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

平田生涯学習課長

去る12月4日の本会議において、総務文教委員会に付託となりました議案第77号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

本件は、市立図書館及び郷土資料館の指定管理者の指定が、令和3年3月31日をもって満了となることから、改めて令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、特定非営利活動法人ぷれでおを指定管理者として指定しようとするものであります。今回提案するぷれでおは、阿久根市公の施設の指定管理者として平成17年度から指定を受けている団体で、決定いただくと通算5回目の指定となります。今回の指定管理者の募集と選定につきましては、議案第76号の火葬場の指定管理者と同時に実施してきたところであり、募集期間を8月17日から9月25日までとし、市ホームページ、フェイスブック、広報阿久根、防災行政無線放送で周知するとともに、募集要項を市ホームページ及び生涯学習課において示したところです。募集の結果、市内から1社の応募があり、11月4日に開催しました阿久根市公の指定管理者公募選定委員会において、ぷれでおの代表者から施設の管理・運営方針等についてプレゼンテーションを受け、提出された申請書類等を含め審査した結果、ぷれでおに決定したものであります。ぷれでおはこれまで16年間指定管理者として、市立図書館及び郷土資料館の管理運営を担当しておりますが、長年の経験と培ったノウハウからこれまで安定した運営を行ってきているところであり、近年は幼稚園や学校、児童クラブ、いきいきサロンなどに読み聞かせ講師を派遣して、本に親しむ時間と世代を超えた交流の場づくりを目的とした読み聞かせ交流事業も積極的に展開し、直接触れ合う顔の見える活動を実践し、その実績も上げているところであり、さらに市民サービスの面でも問題はなく、今回、引き続き指定管理者として提案するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

牟田学委員

火葬場と同様に選定委員会を実施されておりますが、選定委員会は何名でどういう方々なんでしょうか。

平田生涯学習課長

指定管理者の選定委員会につきましては、火葬場を同じく6名、内部委員が3名、外部委員が3名となっております。

牟田学委員

外部委員の方々はどういう方ですか。

平田生涯学習課長

外部委員につきましては、阿久根市図書館協議会の代表者、そしてPTA連絡協議会の代表者、幼稚園・認定こども園の代表者から1名ずつ選出させていただいたところです。

濱田洋一委員長

ほかに。

竹原信一委員

プレゼンテーションに当たって、皆さんに評価する表をもって点数をつけて、そういう作業をされたんですよね。点数をつけるという作業を。それで、何点獲得されて、何点中何点という評価になったのか。

平田生涯学習課長

選定委員会の結果につきましては企画調整課から報告を受けておりました、火葬場の祭典と同じく600点満点中423点となっております。

竹原信一委員

その採点の基準、あるいは配点というのは、どこがつくったんですか。

平田生涯学習課長

企画調整課で作成いたしました。

竹原信一委員

何て言いましょうかね、阿久根市役所の担当課がずっと指導してきて、最適の最高のパフォーマンスと言いますか、図書館運営ができていなければいけないはずですよ。それが、どうしてそれぐらいの点数になるのかがよく分からないんですけれども。日頃、そのまま事業者にさせておいて、採点のときになって突然、企画調整課がつくったものを持ってきて評価する。非常におかしな話じゃないかと思うんですけれども。日頃の運営が最高のものにするには、その採点というのがつながってなきゃいかんですよね、評価自体は。評価されるような仕事を日頃できてなきゃいけないのに、それが企画調整課から突然きたもので継続するか否かを比べる。これはおかしいと思いませんか。

山下企画調整課長

評価項目についてのお尋ねでございましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。これにつきましては先ほど議案第76号でも申し上げましたとおり、7つの項目を設けて評価を行っております。まず、管理運営をする適正を有しているのか、経営方針は優れているのか、必要な職員の採用・配置の計画は妥当か、利用者へのサービス向上のための対策は妥当か、個人情報保護及び防犯・防災等緊急時の対応計画は妥当か、施設の経費の縮減が図られるか、こういった基本的な項目は基本的に公の施設を運営していく上での最も根本となる事項でございますので、同様な採点基準を設けて施設ごとに評価を行っているところでございます。先ほど生涯学習課長が申し上げましたように、今回は私どもの合格点としては、委員600満点中、6割に相当する360点を合格基準とし、その基準を423点と上回っておりますことから指定管理者の候補者として決定したものでございます。以上です。

竹原信一委員

私が申し上げているのは、担当課はもともとそういう、将来ですね、この更新のときにはそれが来るのは分かっているわけじゃないですか。何をもって評価されるかは分かっているわけじゃないですか。日頃の業務が満点にとれるような状況に持って行ってなきゃいけないんじゃないですか。

平田生涯学習課長

竹原委員のおっしゃることは十分理解できます。今回ですね、指定管理者の選定委員会の

中での採点における評価の中で、市民へのサービス向上はどうだったかという観点からいくとかなり高得点が出ているところですよ。私たち図書館業務を任せている者として、本来図書館法で求める第3条にあるように、きちんとした資料の提供であったり、配架がちゃんとできているか、目録を整備しているか、図書館に来られる方のレファレンスに忠実に対応できるか、そして最後に、今、おれでおのほうが一生涯懸命努力してくださっている読書推進活動に力を入れていらっしゃるかということについても、高い評価を得ているところなので、企画調整課が選定作業として採点表をつくったものについては十分であったと理解しております。

竹原信一委員

評価されるのはふれでおではなくあなたたち担当課なんですよ、ね。担当課が指導、あるいは考え方なんやらを詰めていって、実際、どのような動きになるのか、それを優れたものに日頃からしてなきゃいけないし、選定のときには完成されてなきゃいけないはずでしょう。あなたたちの仕事が評価点になるんですよ、実は。どうも評価する側みたいな態度で、おられるのは非常に違和感がありますね。評価者じゃないんですよ。そこのところをね、どうも誤解されてるんじゃないかな。

濱田洋一委員長

竹原委員、今回の議案については、指定管理者の選定に資する議案ということで、これまで企画調整課と生涯学習課におかれましては、今説明をいただいたとおりで、何ら疑義が生じるようなことではないのではないかと思います、竹原委員としましては。

竹原信一委員

今後のこともあるから言っているわけです。日頃のことが、基本的な姿勢がなってないですよと申し上げておるわけです。そんなことではですね、この次、よそから来たときにひっくり返されてしまうじゃないですか、ね。今までの在り方、自分たちが常に評価されているんだ、一番いい評点を持っていなきゃいけないんだ、そして評価のときにポイントはどこになるんだっていることを、自分の課から企画調整課にも出さないかなだろうし、ここの阿久根市の状況としてはですね、こういうところをしっかりと見てくださいねみたいな。それがなくて、よそからどっからぽんと持ってきた評価表で、突然連れてきた人たちに点数をつけさせる。これじゃあね、うまくいきませんよ。姿勢が緩い。まあいいですよ。

濱田洋一委員長

竹原委員、今、おっしゃられたことは、この600点満点で今回423点ということでありましたけれども、常日頃、いろんな指導を含めて連携を図りながら、この点数を上げるように執行部としても努力を重ねてほしいという、そのことでよろしいでしょうか。

竹原信一委員

まあまあ、いいでしょう。

濱崎國治委員

この指定管理者の応募されたこの事業所を、この委員の方々が評価されたのは、応募された方を評価して点数をつけたのであって、行政の所管課を評価するのではないと私は思いますが、課長、どうですか。

山下企画調整課長

指定管理手続は事業者を確保する手続でございますので、私どもも今、委員からございましたような認識でございます。

濱田洋一委員長

ほかの委員から御質疑ありませんか。

竹之内和満委員

指定する期間に関してなんですが、本会議のほうで3年だったり、5年だったりして、前は5年間で、今度3年になった理由は为什么呢。

平田生涯学習課長

竹之内委員からもありましたけれども、3年から5年、これまで指定管理の期間をしていたという質問だと思いますけれども、今回につきましては、図書館の建設につきまして、市民交流センターの整備と併せて行うこととしてきておりましたけれども、財源確保の観点から同時の整備を見合わせているところです。しかし、図書館の建設については早期建設についての多くの意見が出されていることも考えまして、またこれまでの経緯も踏まえまして、可能な時期の整備についても想定するというところから3年としたところであります。

竹之内和満委員

いまいよく分からないんですが、新しい図書館ができる可能性があるということ为什么呢。

平田生涯学習課長

私たちもちろんそうですけれども、市民の方々も新しい図書館が1日も早く完成することを願っていらっしゃると思っております。

竹之内和満委員

ぜひ、早めにと思います。もう一つなんですが、図書館を指定管理する場合の指定管理者の募集要件というのは、全国一律、誰でもできるんでしょうか。

山下企画調整課長

募集要項に基づく応募資格、主なものを申し上げますと、市内に事務所または事業所もしくは営業所を有する法人で、法人その他の団体であることとします。ただし、指定管理者としての関係議案が議会において可決された後、協定書を締結するまでに事務所または事業所もしくは営業所を開設することを確約する法人その他の団体も可とします。このような資格を定めております。

竹之内和満委員

それに関しては火葬場のほうと全く一緒ということではよろしいですか。

山下企画調整課長

その部分の資格要件については同様でございます。

竹之内和満委員

それでは、次、3年後はよそからくる可能性が大いにあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

平田生涯学習課長

今回の募集につきましても、指定管理の全国展開をする2社からの現地説明会への参加がありました。また、1社からは質問事項も出ておまして、ホームページで公開させていただいているところです。

竹之内和満委員

となると今までと同じ点数をつける方法でいけばよその人たちのほうが点数をとる可能性が出てくるということですね。一切変わらずに、点数のつけ方が。そういうふうに考えてよろしいですか。

山下企画調整課長

今後、次期指定管理者をどういう形で公募するのかはその時の状況等を踏まえて公募、募集要項が設定されるかと思っております。ただ、今、委員がお話になられたこの条件がそのまま維持されるとすれば、この資格要件に合致するような形での事業者の公募があるものと思います。

濱田洋一委員長

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

説明で、最初だったでしょうか、現在、指定管理をやられている方の実績を評価するというような趣旨の発言がありましたけれども、今回の選定委員会の選定要件の中に実績を評価する項目はあるんですか。

山下企画調整課長

先ほどの火葬場と同様に、利用者へのサービス向上のための対策は妥当かという大きな項目の中に、地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか、こういう項目を内訳として設けております。この項目につきましてはこれまで市内において実績を残してこられた事業者については、その実績に基づいて判断がなされる、こういう評価項目であると考えております。

白石純一委員

そう考えられるんでしょうけれども、必ずしも実績を基に採点をするということとは厳密には違うと思うんですよね。ですから、実績に基づいた採点は厳密に言うとなんという理解でよろしいですか。

山下企画調整課長

私どもとしては、この項目についてはこれまで実績のある市内事業者は地域密着やその実績がそのまま評価につながるものと、具体的に実績に基づいて評価を行うという文言にはしておりませんが、地域密着やその実績がそのまま評価につながる項目であると理解しております。

白石純一委員

そう理解されるのはいいんですけれども、必ずしもそうではない可能性も否定できないと思うんですよね。そこで、お伺いします。これまでの実績を指定管理者事業評価、指定管理者評価を毎年やられている自治体もありますが、当市ではそういった指定管理者の実績を毎年、あるいは定期的に評価されてはおりますか。

平田生涯学習課長

現在は、事業項目について評価を実施するような取組はしていません。今後、企画調整課や他の指定管理者、所管課とも協議しながら検討を重ねていきたいと思っております。

白石純一委員

市として実績を評価する制度がないわけですから、何をもってその実績を評価しているのかという客観的な証左は示せないということですよ。主観では市長や所管課長が実績では大変よくやっていただいておりますよとおっしゃいますけれども、それを客観的に市の制度として市民にこの指定管理者はこういう評価、利用者等のアンケートが一番大事だと思うんですが、そうした評価制度は設けられていない。したがって客観的には実績評価はできる制度がないという理解でよろしいですね。

平田生涯学習課長

公共図書館における実績といたしますが、単に利用者数だとか、貸出冊数だけでは評価できないものではありますけれども、住民サービスの面から考えましても、それを一定の尺度として評価せざるを得ない部分はあるかと思えます。これまで公表されている内容からいきますと、利用者数についてもこの指定管理者になってから、前は減少傾向だったんですけれども、人口が減少しているにも関わらず利用者数は横ばい状況である。そして貸出冊数についても現状維持ができる、もしくは若干増えている年度もあるので、私たちとしては事業評価ということでは客観的に見てということではなく、実績としても出ているものだと思っております。

白石純一委員

貸出数も一つの指標でしょう。しかし、一番大切なのは先ほどから言われますが、市民、利用者へのサービス向上というのが最大の市民サービスとしての目標でしょうから、その利用者にアンケートを定期的にとられていることはされておられませんか。

平田生涯学習課長

図書館来館者に対するアンケートは実際にやっておりません。ただ、図書館に対する相談業務、レファレンスと言われる業務については、令和元年度におけるレファレンス数ですけれども1,147件、調べ学習であったり、図書の検索とかそういった事業についての要望には十分応えられているものと理解しております。

白石純一委員

ですから、それも一つの指標ではありますが、私は一番大事なのは利用者の声、アンケート等で得られる市民の満足度が真の市民サービスの指標の重要なものだと考えておりますので、今後、そういったことをやっていかれる考えはありませんか。

平田生涯学習課長

今後、指定管理者としておれでおが決定された暁には、指定管理者と協議しながら、その件についても検討してまいりたいと思えます。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

野畑直委員

この指定管理者制度についてですね、火葬場も一緒ですけれども、これは議会の議決が必要な議案ですので、議員は今、阿久根市議会の定数は15人ですけれども、この選定委員の数について6人でいいという根拠は何かありますか。

山下企画調整課長

この選定委員会につきましては、公の施設の指定管理者候補者選定委員会規程という市の訓令を設けております。この中の組織、第3条にございませんけれども、委員会は委員長及び5人の委員をもって組織する。委員長は副市長をもって充てる。委員は教育長及び総務課長をもって充てるほか、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱または任命すると、ここを根拠にして人数を設定しているところでございません。

野畑直委員

今、そういう根拠を示していただきましたけれども、例えば、この図書館の指定管理者については競合してなくて、火葬場のほうは競合していますよね。そうなった時に6人の委員が議員定数に比較して1人の重みというのは選定委員1人に対して議員2.5人分の重みになると換算できますよね。議会の議決が必要なものをそういう5人とするとかあるかもしれませんけれども、こういうふうに、先ほどの火葬場にしても3対2対1だったということだ

すけれども。私は少なくともこういう選定委員会については、議員も市民に付託された議員ですので、選定委員の1票が議員の2.5人分に値するというのは、どう考えてもちょっとおかしいなというふうに思ったから根拠を聞いたんですけれども、その辺についてはどう考えますか。

山下企画調整課長

市がいろいろと事業を行っていく上では、こういった事業者の選定の方法というのはいろんな方法があるかと思います。例えば、いろんな計画をつくる場合の事業者を選定する場合にプロポーザル等も行うことがございますけれども、その際にも一定の人数の庁内職員、場合によっては外部の方も入っていただいて選定する機会がございます。今回のこの選定委員会につきましては、かつては庁内だけの委員だけであったものを部外の方も入れて、同数の方は外部から入れる形で現在の人数としたものでございます。いろんな今後の選定手続に当たっての人数がどの程度が適当であるかどうかは、これは選定方法を考えていく上で今後検討する必要があるのかなかと思っておりますのでございます。

野畑直委員

選定委員会は6人ということで、火葬場の選定については3対2対1で、企画課長の説明では評価をした委員の数が多い応募者を候補者とする。普通、会の場合は過半数というのも出てきますけれども、この課長の委員の数が多い応募者、火葬場のほうで話をしてもいいんですけれども、6人のうち3人って過半数ではないし、同点が1人いる。極端に言えば同点が5人いて、評価をした委員が1人であっても候補者とするという考えでいいんですか。

山下企画調整課長

今回の候補者選定の根拠についてであります。これについては先ほど申しあげました項目、7項目のうち1人当たりの評点が100点満点として審査を行ったところでございます。まず、1つの合格の条件として、総合得点が満点である600点の6割、いわゆる360点以上であることを合格基準としております。その上で、6人の委員のうち高い得点評価をした委員の数が多い応募者を候補者として選定する。このことについては選定委員会でお諮りをいただいて決定をされたところでございます。その結果、図書館については競合する事業者がおりませんでしたので、平均点を上回った事業者をそのまま合格といたしましたけれども、火葬場については、午前中申しあげましたような評価の数で行ったということでございます。

野畑直委員

先ほど私が聞いたことに対して答えられてないと思うんですけれども、この図書館については競合しておりませんで、火葬場のほうで伺いたいと思います。

それともう1点、合格基準は6割という、私はレベルが相当低いと思うんですけれども、普通というか、一般的に合格点というのは80点であって、最低でも70%、7割が一般的な常識じゃないかなと思いますけれども、6割でいいという基準も教えてください。

山下企画調整課長

今回の評点については、評価をゼロ点から5点までの6段階評価でいたしております。この6段階評価に照らしたときに、標準が6段階評価だと3点の標準になりますので、そこを合格点の基準として6割を設定しているということでございます。

野畑直委員

この図書館のほうに入りますけれども、ふれでおは16年間して、ここの場合は423点ということですので、7割達していると思います。火葬場のほうは火葬場で話をしますけれども、これまでそのような経験がある、先ほど白石委員からもありましたけれども、やはり気が付

いたところを指導しながら、その6割でいいんだからという考えではなくて、やはり7割、8割に近づけるような、やはり執行部としての指導が私は指導が必要だと思っているから、基準の6割というのはどうも合点がいきません。企画課長が5点の配点をしてどうと言われますけれども、そうしたら配点が、1人100点満点として、その配点が絶対これでいいんですという、私は基準もないと思いますよ。項目に対する配点ですね。今、いろいろ説明してもらいましたけれども、採点表を一部資料として提出していただければまた話もしやすいですから、採点表を火葬場と同じように資料請求をしてもらいたいと思いますけれども、委員長、諮ってもらえませんか。

濱田洋一委員長

ただいま野畑委員のほうより、先ほどの議案第76号と同じくですね、申請書類も含めた中で評価項目、評価点、会議録も含めた中で提出いただきたいということでありましたが、ほかの委員にお尋ねいたします。資料請求することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、請求することに決しました。

ほかに質疑ございませんか。

野畑直委員

600点満点の6割と言われました。選定委員に対しては6割を合格基準とするんですよということを、例えば持ち点100点ですので、6割は合格基準となりますということを事前に言っているんですか。

山下企画調整課長

申し上げます。

野畑直委員

まだ評価された点数の資料を持っていないので分かりませんが、例えば100点満点の60点未満の人であれば、その人は不合格ということを宣言していることになると思いますけれども、それを総得点に加えるのはいかがなものかというふうにも思いますけれども。もし、60点未満があればですよ。

山下企画調整課長

選定基準としては、先ほど申し上げました合計点数の6割以上、600点中360点を合格基準としております。個別の委員が60点に満たなかった場合に選ばない、選ぶという基準は設けておりません。

野畑直委員

選定委員1人1人にですね、6割60点が合格基準になりますよという中で、委員が60点未満をつけるということは、私はこの業者は駄目ですよということを表示しているというふうに理解するものだから、考え方としてですけども、それを総得点に加えていくのは駄目な人の分を足すというのはいわゆる敗者復活戦みたいなもので、これはちょっといかがなものかなというふうに思ったものですからお尋ねしました。

濱田洋一委員長

野畑委員、よろしいですか。今のは御意見ということで。

野畑直委員

採点表を見てみないと何も言えませんから。

濱田洋一委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

先ほどありましたように、資料の提出をお願いしたいと思います。

この資料の提出に当たりましては、しばらく時間がかかるということになりますか。

〔発言する者あり〕

それでは多少時間がかかるということですので、この第77号につきましても後ほど資料提出をいただいた後、さらに質疑をさせていただいてという流れにしたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは議案第77号について、審査を一時中止します。

(生涯学習課・企画調整課退室、教育総務課・学校教育課・財政課入室)

○議案第78号 財産の取得について

濱田洋一委員長

次に、議案第78号を議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山元教育総務課長

議案第78号 財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、国のGIGAスクール構想に基づく教育のICT化を図り、子供たち1人1人に対する個別最適化された教育を推進するため、市内小中学校情報機器等として、タブレット端末865台及びこれに附属するソフトウェア等一式を、5,571万325円で取得しようとするものであります。

今回の情報機器等の取得につきましては、国のGIGAスクール構想に基づき、すでに配備済みのタブレット端末等を含めて、市内小・中学校の子供たちに1人1台の端末等を配備しようとするものですが、その配備について、国においては、効果的・効率的整備のため、都道府県単位を基本とする広域調達を推奨しているところであります。

これを踏まえ、鹿児島県におきましても市町村の共同調達を支援するため、市町村公立学校情報機器等及びその活用に関するサービス等を調達する事業者を選考する企画提案競技が実施され、ウインドウズ版、クローム版及びiOS版の3種類のオペレーティングシステムに、6事業者から提案があったところです。

このうち、本市が今回取得しようとするウインドウズ版については、3事業者から提案があり、審査の結果、富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店が採用されたところであり、

本市といたしましては、国において、都道府県単位を基本とする広域調達が推奨されていることや、県の提示した標準的な仕様が本市の求める情報機器等の仕様とも合致しており、県内のある程度まとまった数の自治体で、同様の機種や学習ソフト等を利用することで、学校現場における効果的な運用・活用が期待されること。そして、多くの台数を共同調達することにより、機器の円滑な調達や費用の節減が見込まれることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときの規定を適用し、随意契約を締結しようとするものであります。

取得の相手方は、当該競技において採用された富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

竹原信一委員

タブレット端末、これは保証は何年というか、保証に追加金額とか、金は幾らぐらいなんですか。

山元教育総務課長

これは物損事故を含めまして3年の保証になっております。この保証料はこの金額の中に含まれているものでございます。

竹原信一委員

これが物理的に壊れても保証、取り換えてくれるという感じなんではないですかね。1台幾らになりますか、保証料は。

山元教育総務課長

これにつきましては、タブレットに付属するソフトウェア一式の中にこの保証料も含まれておりまして、1台当たり2万円の中にその保証料ですとか、この中で使うアプリケーションだったりとか、そういったものの費用も含まれているところでございます。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

進行におきましては挙手をしていただいて、指名を受けてから答弁願います。

山元教育総務課長

今回の取得価格につきましては、1台当たりが6万4,405円となっております。このうち、概ねですが、4万5,000円を超える2万円余りの1台当たりの価格なんですけど、この中に今、議員がおっしゃる3年の保証料、それ以外にいろいろ授業で使う学習支援ソフトですとか、それから端末を管理するためのツールですとか、導入のための設定ですとか、導入作業にかかる費用ですとか、こういったものを含めて1台当たり概ね2万円の費用の中に含まれているところでございます。

竹原信一委員

3年過ぎた後はどんなふうにするんですか。

山元教育総務課長

3年過ぎた後につきましては、現在のところ、年次的に更新を、一度に更新をするということではなくて、その時の児童・生徒数の状況を見ながら、使えるものは使いながら年次的に更新を行ってまいりたいと考えております。

竹原信一委員

更新というのは入れ替えるという意味ですか。私が考えるのは物はあるんだから、それは壊れてなければそのまま使っていくんですよ。私が言ってるのは3年保証という保証が切れた後は保証的なものはどんなするのかな、そのまま保証が切れて使っていくのかという話なんですよ。

山元教育総務課長

この端末の中では、オペレーティングシステムの端末ツールの分のライセンスが6年間ありますとか、使うソフトのライセンスの期間が5年間ですとか、それぞれあるんですけども、そういう期間の中で使えるものは使いながら、機器の入れ替えを年度的に図っていけ

ればと今のところは考えているところでございます。

白石純一委員

オペレーティングソフトウェアは3種類、今回採用されたウィンドウズ版、あとiOS、そしてクローム版ということでしたけれども、本会議初日でお伺いしました35の学校中、25の学校がこのウィンドウズ版だという御回答でした。残りの15校はどちらになりますか。

山元教育総務課長

35市町村のうち、20市町村がウィンドウズ版でございます。iOS版が10市町村、クローム版が7市町ということになっております。ただ、この中で、本市を含め2自治体は複数のオペレーティングシステムの機種を採用しているというところでございますので、重複しているところがございます。

白石純一委員

御存じのとおり議会でもタブレットを導入しようとしてますが、議会以外の場でも、屋外でもですね、使用できるようにモバイル、携帯電波を使えるiOS版のソフトウェアを採用すべきだということで、今、作業部会で進めております。今後、将来的なことを考えると、例えば児童・生徒が家に持ち帰ったり、あるいは学外の学習に使う可能性は必ず高まると思うんですが、そういったときに使いやすいiOS版ではないソフトウェアではないウィンドウズを作用された理由を教えてください。

山元教育総務課長

今回、このウィンドウズ版を採用いたしましたのは、これまで各小・中学校におきまして、パソコン室でもともと導入しておりました端末、それから令和元年度に一部導入した端末、こういったものがウィンドウズ版だったということもございまして、今回の場合もそのウィンドウズ版の汎用性ですとか、児童・生徒の操作性ですとか、あと同じオペレーティングシステムを採用したほうが今後運用、管理面でも円滑に進むのではないかなというようにことを考えまして、今回もウィンドウズ版とさせていただいたところでございます。

白石純一委員

今までこうだったからそれに合わせるというのではですね、これから将来を見据えたICT教育が本当に効率よく進められるのかというのは疑問です。将来のための投資なので、その辺りがどうかと思います。もう一つ関連で。この機器を導入することで、これまでの専用回線は使えない、使いづらくなるということで新たな光回線を各学校に敷設するというのを伺いましたが、そうするとこれまでの各学校の専用回線はもう廃止、無駄になるということですかね。

山元教育総務課長

これにつきましては、今回の児童・生徒用の端末以外にも、今回のこれとは別に学校の校務用に使う先生方が使うパソコンですとか、そういったものもございまして、引き続き専用回線については各学校で使っていく形になるというふうに考えているところです。

白石純一委員

専用回線にした理由がセキュリティー上の問題だということでしたが、今回のように一般のネットを使った場合でもファイアウォール、安全装置ですね、そういったものをつけることで十分安全性が守られるのであれば、専用回線はいらなかったんじゃないですか。

山元教育総務課長

今回、国のGIGAスクール構想におきましては、当初は概ね児童・生徒3分の1の配備ということで示されておりましたことから、本市におきましても当面3分の1に該当するよ

うな台数を導入をして、それを使いながら習熟度を高めていこうというようなことも考えていたところでございます。その際、それに対応し得る部分ということで、この専用回線の中で考えていたところでございますけれども、今般、国のほうがさらに1人1台ということで方針を出されましたことから、本市におきましてもできる対応ということで、今回、新たに人数の多い学校について専用回線とは別に直接つなぐ形を取らしていただいたというような経過でございます。

白石純一委員

ですから、短期的にはそういう対応をしていかざると得ないということなんでしょうけれども、やはり長期を見据えてですね、阿久根市へのICT導入、スーパーシティというような構想も私は例に出しましたけど、全てに汎用性があるいろんなものをこれから結びつけていかなければならない、物とも結びつける時代、インターネットオブシングスという時代です。そういった点からは将来を見据えた投資を今後進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

濱田洋一委員長

それでは要望ということでよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ議案第78号について、審査を一時中止します。

(教育総務課・学校教育課・財政課退室)

濱田洋一委員長

それではここで一時休憩いたします。

(休憩 13:54～14:10)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは先ほど4議案の審査をいただきましたが、議案第76号、77号におきましては、後もって担当課より資料の提出ということがございますので、まずは議案第73号につきまして採決に移りますが、議案に関しましての賛成、反対の表明については討論の中で行うようお願いいたします。

○議案第73号 阿久根市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について

濱田洋一委員長

議案第73号につきまして、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ本議案について討議に入ります。

討議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは議案第73号 阿久根市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は可決すべきものと決しました。

○議案第78号 財産の取得について

濱田洋一委員長

次に議案第78号について、御意見を伺います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは議案第78号 財産の取得についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第78号は可決すべきものと決しました。

○陳情第4号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書

濱田洋一委員長

次に、陳情第4号を議題とし、審査に入ります。

ここで、本陳情の審査方法についてお諮りいたします。

まず、陳情者を参考人として呼ぶかどうかの御意見を伺います。

白石純一委員

この陳情書で趣旨については十分分かりますので、参考人は不要だと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

濱田洋一委員長

それでは、本審査については、陳情者は呼ばないこととすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、陳情者は呼ばないことにいたします。

それでは陳情第4号について、各委員の御意見を伺います。

濱之上大成委員

この文言を見ますと20人学級という捉え方をやっているわけですがけれども、今、国もようやく40人から30人学級という捉え方をしているような動きではあります。趣旨に対しては大体思いがあるわけですがけれども、定数を20人という捉え方はあまりにも行き過ぎなところが

あります。そこで、現時点で教職員の労働環境もですね、非常に厳しいものがあります。そういった観点からいきますと、趣旨は賛成すべきことかなというふうに思っております。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方からありますか。

白石純一委員

この陳情書の下の方から記、記すから6行目ですけど、今や国際的にスタンダードである20人学級を目指し、早急に30人以下の学級編成にすることが求められますとございます。教育長の先日の説明では、阿久根市内の小学校は既に30人をほぼ割っているという説明だったかと思しますので、阿久根市においては30人以下の学級編成はほぼ実現されていると私は理解しております。もしそうであれば、それを維持するという事は阿久根市議会としては是とすべきなのかなとは思っています。

濱田洋一委員長

今ですね、濱之上委員におかれましては趣旨は十分理解できるけれどもということでした。また、白石委員につきましても、ただいまの御意見がありました。お手元に今お配りした資料もございます。

ここでですね、お諮りしたいことがございます。本陳情に関して、所管課である学校教育課に出席を求め、質疑を行うことは必要ではありませんか。

白石純一委員

私が言った意見が正しい理解かどうかを確認のためにもお呼びいただければと思います。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方々はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは所管課に来ていただくということによろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

本陳情趣旨に関して、所管課である学校教育課に出席を求め、説明いただくと。それと考え方等をお伺いするという事で質疑等行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは出席があるまで暫時休憩いたします。

(休憩 14:17～14:19)

(学校教育課入室)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは学校教育課に出席をいただきましたので、各委員からの質疑をお願いいたします。

白石純一委員

現状の小学校のクラスの人数を教えてください。大まかで結構です。概ね30人以下ということでもいいでしょうか。

小園学校教育課長

現在の状況は阿久根小学校が大体30人学級ですが、30人はちょっと超えるぐらい。全ての学級ではないですけど。ほかは中学校でぎりぎり40人のところもあります。

[発言する者あり]

40名の学級もあります。あと1人来れば2学級になるんですけども、そういう学級も中学校にあります。1学級ですけれども。

白石純一委員

この陳情は小学校、中学校ともに20人学級を目指し30人以下の学級にするということでしょうかね。

濱田洋一委員長

陳情内容は下から6行目ですか、国際的にスタンダードである20人学級を目指し、早急に30人以下の学級編成にすることを求める。小・中学校ということですね。

濱崎國治委員

課長にお伺いしたいんですが、課長はこの陳情書を読まれたですか。

小園学校教育課長

はい、読みました。

濱崎國治委員

今、読まれましたか。それとも前もってこれについては承知されていたんですか。

小園学校教育課長

前もって読んでおりました。

濱崎國治委員

前もってお読みだということで、この陳情書を課長自身というふうには受け止められました。

小園学校教育課長

私が1回読んだときに、実質、小学校1年生が35人学級なんですね、編成基準が。あとは全部40人学級なので、各学級の人数が少なくなることについては。これはいいことだと自分では思っています。ただ、それが20人なのか、30人なのかというのはまた別として、今の35人、40人学級よりも少なくなるということについては、そのほうがいいと私は思っています。

濱崎國治委員

この陳情書は1項目で、20人学級を展望し、少人数を実現することということで、国の標準法を改正して計画を立てることを求めているんですが、この20人学級について課長はどういうふうに思いますか。

小園学校教育課長

少なくとも学校の教育課程において体育とかの授業の中で、合わせて11人いないと試合ができない、例えばサッカーとかそういうのがあるので、少なくとも22人以上と私は考えますけど。少なければ少ないほどいいですけども、まずは30人学級だと思います。

濱之上大成委員

正に今40人学級という体制ですよ。そこで、30人学級となった場合にですよ、30人までは1クラスだけど、31人になると15人と16人の2クラスの先生が来ると理解していいですか。

小園学校教育課長

この学級編成で30人学級という標準がつくられれば、31人になったら2つに分かれるということになります。

濱之上大成委員

つまりここにある20人学級という捉え方をするんですが、まずは私としては個人的な思いなんですがね、今、40人体制という状況の中においてですよ、まずはその前に30人学級ということに重点を置いたほうがいいんじゃないかと思うんですが、先ほど申したように30人ま

では1クラスだけど、31人となったら15人と16人になって2人の先生が来てもらえるという捉え方をするとすれば、30人学級になったほうがいいんじゃないかと私は思うので、その点どう思いますか。

小園学校教育課長

私も同感でございます。

濱田洋一委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ以上で学校教育課への質疑を終結いたします。

(学校教育課退室)

濱田洋一委員長

それでは陳情第4号について、各委員の御意見を伺います。

竹原信一委員

20人とか時期尚早であると思いますので、却下というか、不採択でよろしいと思います。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方からありませんか。

白石純一委員

休憩をお願いします。

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 14:26～14:29)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは陳情第4号について、各委員の御意見を伺います。

濱之上大成委員

この少人数学級を求める陳情なんですが、趣旨としては非常に理解するところもありますので、この文言の中に早急に30人以下の学級編成にすることを求められているというようなことも書いてありますので、20人ということもあるんですが、文章自体もいまいちですので、私としては気持ちは分かるということで趣旨採択という捉え方ではいかがでしょうか。

濱田洋一委員長

ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ本陳情について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ本陳情について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは陳情第4号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書を採決いたします。

本陳情は趣旨採択とすることに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は趣旨採択すべきものと決しました。

それでは、休憩いたします。

(休憩 14:30～15:03)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど議案第76号、77号の審査をした結果、所管課に申請書類及び会議録、評価項目、評価点の資料請求をいたしまして、皆様方のお手元に届いたかと思えます。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号、77号については、改めて12月14日に審査を行いたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

また、12月14日の開催時間についてですが、皆様方の御意見を伺います。

牟田学委員

14日の開催については、地方創生特別委員会を開催していただき、その終了後、総務委員会を開催してはどうかと思えます。

濱田洋一委員長

ほかの皆様からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいま牟田委員からございました、地方創生特別委員会終了後に総務文教委員会の開催ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本委員会の所管事務調査について協議をお願いします。

本委員会の所管事務調査につきましては、学校施設の利活用、川内原発の安全性と40年経過後の再稼働、この2項目でありますけれども、本委員会の所管事務調査については、今後とも引き続き調査を行うこととし、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、開催については委員長に一任いただくことに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

濱之上大成委員

14日の件でした。地方創生は10時からとなってるんですか。

濱田洋一委員長

地方創生特別委員会は通常ですね、常任委員会の終了後ということでもありますけれども、先ほど牟田委員のほうからもありました特別委員会の終了後にしてはどうかと、総務文教委員会の開催はですね。ですので。

濱之上大成委員

それは分かっています。せめて常任委員会は14日というふうになってたんですから、もし、よろしければ、私たちも厳しい戦いですが、9時に始めて、そして途中で10時に休んで地方創生にして休憩を取って、その後またするという方法はいかがでしょうか。やっぱり常任委員会としての意地もありますので、私の本音はそういうところですが、いかがでしょうかと言っても無理ですので、委員長にお任せします。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

それは御意見としてお伺いします。

それでは御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は12月14日、月曜日、やむを得ず地方創生特別委員会終了後ということにさせていただきますので、よろしくお願ひします。

本日は以上をもって終了いたします。

(散 会 15時08分)

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一